

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について  
藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を次のように改正する。

2019年（平成31年）3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2019年（平成31年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、学校体育施設開放事業の実施にあたり、藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則第4条に基づく管理指導員について、業務内容に合わせた任用形態に変更することに伴い、所要の改正をする必要による。

## 参 考

### 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則

#### (管理指導員)

第4条 委員会は、開放校の施設のうち、体育館及びプールには、管理指導員(以下「指導員」という。)を置く。

- 2 指導員は、開放校の存する地域に居住する者のうちから、委員会が委嘱する。
- 3 指導員は、施設の開放に伴う施設の管理並びに施設を利用する者の安全確保及び指導に当たるものとする。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「居住する者」の次に「又は利用団体等」を加え、「委員会が委嘱する」を「教育長が選任する」に改める。

第18条を削る。

第19条を第18条とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和51年7月19日 教委規則第1号</p> <p>改正 昭和63年 3月31日教委規則第16号 平成 9年 4月22日教委規則第 1号 平成23年 9月 6日教委規則第 2号</p> <p>第1条～第3条（略） （管理指導員）</p> <p>第4条 第1項（略）</p> <p>2 指導員は，開放校の存する地域に居住する者 <u>又は利用団体等</u>のうちから，<u>教育長が選任する</u>。</p> <p>第3項（略）</p> <p>第5条～第17条（略） （報酬等）</p> <p>第18条 削除</p>	<p>○藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和51年7月19日 教委規則第1号</p> <p>改正 昭和63年 3月31日教委規則第16号 平成 9年 4月22日教委規則第 1号 平成23年 9月 6日教委規則第 2号</p> <p>第1条～第3条（略） （管理指導員）</p> <p>第4条 第1項（略）</p> <p>2 指導員は，開放校の存する地域に居住する者のうちから，<u>委員会が委嘱する</u>。</p> <p>第3項（略）</p> <p>第5条～第17条（略） <u>（報酬等）</u></p> <p>第18条 指導員の報酬等については，<u>藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36号)に定めるところによる。</u></p>

(書類の様式)

**第18条** この規則の規定により必要とする書類の様式は、委員会が別に定める。

(平成9教委規則1・追加)

付 則

この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

【改正附則省略】

(昭和63教委規則16・旧第13条繰下，平成9教委規則1・旧第14条繰下・一部改正)

(書類の様式)

**第19条** この規則の規定により必要とする書類の様式は、委員会が別に定める。

(平成9教委規則1・追加)

付 則

この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

【改正附則省略】